

兵庫県・市町協調による「休業要請事業者経営継続支援金」 募集要項

支援金の概要

■趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じてくださった中小法人・個人事業主を対象に、国の持続化給付金に加え、その事業の継続を支えるための支援金を県・市町が協調して支給します。

■対象

次の3つの要件をすべて満たす中小法人及び個人事業主の方が対象となります。

(1) 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主で、令和2年3月31日以前に創業していること

※主たる事務所が県外であっても県内に事業所があれば対象となります。

(2) 令和2年4月又は5月の売上が前年同月対比で50%以上減少していること

<事業歴が1年1ヶ月未満等の場合の対応>

区 分	対 応
事業歴が1年1ヶ月未満で、 前年4月又は5月の売上金額がない場合	以下の売상을「平成31年4月又は令和元年5月の売上」と見なして、令和2年4月又は5月の売上と比べます。
①創業日が、 平成31年4月2日～ 令和2年3月1日の場合	創業日以降の以下のいずれかの売上 〔ただし、創業日が月の初日でない場合は、その翌月以降から始まる期間の売上を選択してください。〕 ア. 令和元年10～12月の3ヶ月間の平均月間売上 イ. 令和元年12月の売上 ウ. 令和2年1～3月の3ヶ月間の平均月間売上 エ. 令和2年2～4月の3ヶ月間の平均月間売上 オ. 令和2年3～5月の3ヶ月間の平均月間売上
②創業日が 令和2年3月2日～ 令和2年3月31日の場合	令和2年3～5月の3ヶ月間の平均月間売上 (※)

(※) 3月の売上については、一日当たりの平均売上額を算出し、それに3月の総営業日数(3月初めから営業していたと仮定した場合の3月の総営業日数)を掛けて得られる額を3月の売上と見なします。
<例> 3月29日に創業し、3月29～31日の3日間の売上金額が12万円で、3月の総営業日数が25日の場合、3月の月間売上を100万円と見なします。
 $12 \text{万円} \div 3 \text{日} \times 25 \text{日(3月の総営業日数)} = 100 \text{万円} \cdots 3 \text{月の月間売上と見なす額}$

<p>事業歴が1年1ヶ月以上あるが 前年4月又は5月の売上が不明な場合</p>	<p>「前年の年間売上を12で除して得られた額」を、平成31年4月又は令和元年5月の売上と見なして、比較。ただし、その場合、<u>前年の年間売上が分かる書類を添付してください。</u></p>
<p>県内に複数の施設を営む事業者で、 一部施設だけが休業要請の対象となった 場合</p>	<p>売上の50%以上減少は、「事業者の事業全体の売上」又は「休業要請等の対象施設の売上」のいずれでも比較可能です。 休業要請等の対象施設が県内に複数ある場合は、売上が50%以上減少しているのが一カ所であっても複数箇所であっても、いずれでも申請可能です。</p>

(3) 兵庫県の休業要請等(※)に応じて、対象となる施設を、緊急事態措置期間中、継続して休業していること。

※県による休業要請等

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)に基づく休業要請
- ・特措法によらない休業の協力依頼
- ・営業時間短縮の要請

飲食店等食事を提供する施設の営業は、朝5時から夜20時まで、
酒類の提供は朝5時から夜19時までとすることを要請

* 県の休業要請等の対象施設は、当支援金のホームページを参照してください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>

* 令和2年4月27日及び28日付で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく施設の使用停止(休業)の要請を行い、公表した事業者については対象外とします。

■支給額 県・市町協調事業として実施（負担割合；県 2/3、市町 1/3）

《4/15～5/6 休業要請等》

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
遊興施設	なし	① 4/15～4/21 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 100 万円 個人事業主 50 万円 ② 4/22～4/28 の間に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 60 万円 個人事業主 30 万円 ③ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円
劇場等		
集会・展示施設		
運動・遊技施設		
博物館等		
学習塾等	床面積 100 m ² 超	
商業施設(生活必需物資・ 生活必需サービス以外)	床面積 100 m ² 超	

対象種別	休業等要請に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
ホテル・旅館	集会の用に供する部分	④ 4/15～4/21 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、 5/6 まで実施 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円
飲食店等食事提供施設	夜 20 時～朝 5 時営業休止 酒類提供は夜 19 時～朝 5 時休止	⑤ 4/22～4/28 の間に使用停止あるいは時間短縮を開始し、 5/6 まで実施 中小法人 20 万円 個人事業主 10 万円 ⑥ 4/29 に使用停止あるいは時間短縮を開始し、5/6 まで実施 中小法人 10 万円 個人事業主 5 万円

《4/29～5/6 休業の協力依頼》

対象種別	休業の協力依頼に係る 床面積要件・その他要件	1事業者あたりの給付額
学習塾等	床面積 100 m ² 以下	⑦ 4/29 に休業を開始し、5/6 まで継続して休業 中小法人 30 万円 個人事業主 15 万円 ※複数の休業要請等に対応する場合でも、1事業者当 りの支給額は、上記の額を限度とします。
商業施設(生活必需物資・ 生活必需サービス以外)	床面積 100 m ² 以下	
ホテル・旅館等	行楽を主目的とする宿泊事業に供する 宿泊施設(ホテル、旅館等または民泊)	

* 中小法人・個人事業主の範囲

下記の表の業種ごとに、資本金又は従業員数のいずれかに該当する必要があります。
 (中小企業基本法に定める中小企業者(旅館業については中小企業信用保険法に定める中小企業者))。
 株式会社以外の法人(学校法人、NPO法人など)についても、同様とします。

業種	資本金	従業員数
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下 (旅館業は 200 人以下)
その他	3 億円以下	300 人以下

■ ご注意

- 本支援金は、県の休業要請等の対象となる施設について、その運営を行う事業者を対象としています。
- 休業要請等をしているにもかかわらず、応じなかった事業者は対象となりません。
- 令和2年4月27日及び28日付で、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく施設の使用停止（休業）の要請を行い、公表した事業者については対象外とします。
- 支援金の支給は1事業者につき1回限りです。
県内で複数の施設を運営している場合も同様です。
- 飲食店・料理店・喫茶店等については、夜の時間帯（夜20時から朝5時まで）の営業をしていた店舗が、営業時間を短縮または休業し、かつ、酒類の提供を夜19時から朝5時まで中止した場合に対象となります。
通常の営業時間が、夜の時間帯を含まない飲食店等については、対象となりません。
- みなし大企業は本支援金の対象外とします。

（みなし大企業の定義）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業（外国法人含む）の所有に属している法人
- ・大企業（外国法人含む）の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

- この支援金の税務上の処理については、税理士又は最寄りの税務署にお問い合わせください。

支給申請の流れ

- 募集要項公表：4月28日（火）
- 申請書の受付開始：4月28日（火）
- 支援金の支給時期：申請受付後2～4週間程度

申請手続

- 申請受付期間：4月28日（火）～7月7日（火）【7月7日の消印有効】

■ 申請方法

郵送で、申請書と添付書類を提出してください。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はご遠慮ください。

- ・簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法での提出をお願いします。
- ・差出人欄のない封筒を使用される場合には、差出人の御住所・御名前を封筒の裏側に記載してください。
- ・写真や書類のコピーや写真等を同封される場合は、申請者のお名前（法人名、個人事業主名）を裏面などに記載してください。

(宛先) 〒650-8772

神戸市中央区中山手通 兵庫県経営継続支援金事務局あて

<郵便番号と宛名だけで届きます(住所記入不要)>

■申請に必要な書類の入手方法

県のホームページからダウンロードできます。

URL:<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/kyugyoshien.html>



県内の市町、県民局・県民センター、商工会・商工会議所等でも申請様式を配付します。

■申請書類と添付書類

提出いただいた申請書類等は返却いたしません。

① 申請書

県所定の様式に記入または入力してください。

② 添付書類

書類名	説明・具体例
誓約書	県が指定する様式に記入してください。 県ホームページからダウンロードできます。
代表者の本人確認書類の写し	法人代表者又は個人事業主本人のマイナンバーカード、運転免許証、パスポート(住所欄も含む)、健康保険証等の写し <住所、氏名、生年月日が分かる部分>
令和2年3月31日以前から営業活動を行っていることが分かる書類	直近の確定申告書の写し(税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの) ① 上記書類のみでは営業活動を行っていることが分からない場合は、令和2年3月以前の月末締め帳簿を添付するなどしてください。 ② 開業後間もないため確定申告書がない場合、税務署に提出した法人設立届出書又は個人事業の開業届出書の写し、健康保険・厚生年金保険新規適用届の写し、雇用保険の開業届の写し、施設に係る不動産賃貸借契約書の写し、取引銀行の口座の通帳の写し、開業に係る融資の取引記録、施設に必要な設備・機器の納品書、など開業していることが分かる書類のいずれかを提出してください。

<p>県が休業等の要請をした対象施設であることが分かる書類</p>	<p>次の①～③の資料を提出してください。</p> <p>① <u>施設での営業内容・業種が分かる書類</u> (例)会社のパンフレット、ホームページの写し、広告チラシ、業界団体の会員証の写し</p> <p>② <u>営業を行うために許可や資格等が必要となる場合は、営業許可証や資格証等の写し</u> (例)飲食店営業許可、古物商許可</p> <p>③ <u>休業等に応じた施設の外観写真1点以上及び内部写真1点以上</u> (外観写真は社名や店舗名入りのもの)</p>
<p>休業(営業時間の短縮)をしたことが分かる書類</p>	<p>(例)店頭に貼り付けられた休業期間や営業時間短縮を知らせるチラシの写真、ホームページの休業期間等のお知らせ文、顧客へ休業期間等を知らせるメール文 など</p> <p>※<u>営業時間短縮の場合、提出いただく写真等から、短縮前の営業時間が分かることが必要です。</u></p>
<p>申請者が休業等した施設の床面積が分かる書類</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>学習塾等、商業施設(生活必需物資・生活必需サービス提供店舗を除く)の場合だけ必要です。</p> </div>	<p>(例)不動産賃貸契約書や重要事項説明書の写し、登記事項証明書(建物)、固定資産税課税通知書の写し、施設図面(施設の広さと事業に使っている場所が分かるもの。手書きも可)</p>
<p>平成31年(2019年)4月又は令和元年(2019年)5月の売上が分かる書類</p>	<p>帳簿類の写し等(例:総勘定元帳、売上台帳)</p> <p>(※1)平成31年4月2日以降に開業した方は、1ページに記載している方法で比較してください。その場合、比較した平均月間売上の計算式を記載した書類と、計算に必要な売上が分かる資料(決算書や帳簿類の写しなど)を提出してください。その際、各月の売上金額に○印を付けるなど、見やすいように表示してください。</p> <p>(※2)事業者全体ではなく、単独又は複数の対象施設で申請する場合は、申請する施設の売上が分かる書類を提出してください。</p>
<p>令和2年(2020年)4月又は5月の売上が分かる書類</p>	<p>帳簿類の写し等(例:総勘定元帳、売上台帳)</p> <p>(※)事業者全体ではなく、単独又は複数の対象施設で申請する場合は、申請する施設の売上が分かる書類を提出してください。</p>

<p>通帳の写し (表紙と見開き1ページ目)</p>	<p>振込希望口座の金融機関名、支店名、口座番号等が確認できるものを提出してください。 <u>なお、振込希望口座の名義人は、申請者(法人代表者又は個人事業主)と同じ名義人にして下さい。</u>法人で申請される場合は法人名義の口座である必要があります。法人代表者の個人名義の口座では受付できません。</p>
<p>その他の書類</p>	<p><事業歴が1年1ヶ月以上あるが前年4月又は5月の売上が不明な場合> 前年の売上額が分かる書類(確定申告書、決算書など) <人格のない社団が申請者の場合> 規約、規則又はこれらに準ずるもの、及び当期予算書又は前期収支決算書</p>

■申請書の審査

申請書の内容について、支援金事務局から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

必要に応じて、施設への現地調査をさせていただくことがあります。その際は、対応をよろしくお願いします。

申請書の審査の結果、支援金の支給・不支給が決定したときには、支給または不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あて発送します。

■支援金の支払い

申請受付から支給までは2～4週間で予定しています。

本支援金は、県と市町双方の負担により行っています。支給には、予算の議決が必要なため、それを経た市町から順次支払い手続きを進めていきます。その点をご了承ください。(県については4月24日に議決済みです。市町は4～5月にかけて市町ごとに議決予定です)

■個人情報・法人情報の利用

兵庫県(支援金事務局)が、支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することをご了承ください。(それ以外の目的では使用しません。)

また、兵庫県とともに支援金財源を負担する兵庫県内市町にも、申請書類等に記載された情報を提供しますので、併せてご了承ください。

■休業要請等に応じていただいた事業者の紹介

休業要請等に応じていただき、支援金を支給した事業者については、事業者名及び所在市町を、県ホームページで原則公表させていただきます。

公表できない相当な理由がある場合は、その理由を申請書に記載してください。

■支援金の返還

支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により支援金を受領した場合は、支援金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。

【更新履歴】

<令和2年4月29日更新>

P3 「中小法人・個人事業主の範囲」

- ・旅館業について、常時雇用する従業員数 200 人以下を追加

P4 「ご注意」

- ・みなし大企業は本支援金の対象外であることを追加

<令和2年6月1日更新>

P1～ 「対象」「事業歴が1年1ヶ月未満等の場合の対応」「申請書類と添付書類」

- ・令和2年3月2日から同月31日の間に創業した事業者を支援金の支給対象に追加することに伴い、支給要件の修正や売上計算方法の追記、添付書類に関する修正

P3 ～ 「対象」

- ・5月27日までに県の休業要請等の対象施設が見直されたことを受けた対象施設に関する表現・URLの修正

P4 ～ 「申請方法」

- ・電子申請を中止したことに伴い、電子申請に関する記載を削除

P5 「申請書類と添付書類」

- ・誤解を生じやすい部分に補足説明を追加

P8 「お問い合わせ」

- ・4月29日までの相談ダイヤル電話番号を削除

<令和2年6月26日更新>

P4 「申請手続き」

- ・申請受付期間を7月7日(火)まで延長

P7 「申請書類と添付書類」

- ・人格のない社団が申請者の場合に必要な書類を明記

お問い合わせ

■経営継続支援金 相談ダイヤル

開設時間 午前9時から午後5時(土日祝日を含む毎日)

電話番号 078-361-2281

【参考】兵庫県が休業要請等を行っている対象施設一覧（申請書に記載する施設種別コード表）

1 休業要請を行う施設

カテゴリー	対象	休業要請	施設種別コード	備考
遊興施設	キャバレー	対象	101	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	102	
	ダンスホール	対象	103	
	スナック	対象	104	
	バー	対象	105	
	ダーツバー	対象	106	
	パブ	対象	107	
	性風俗店	対象	108	
	デリヘル	対象	109	
	アダルトショップ	対象	110	
	個室ビデオ店	対象	111	
	インターネットカフェ	対象	112	
	漫画喫茶	対象	113	
	カラオケボックス	対象	114	
	射的場	対象	115	
	ライブハウス	対象	116	
	場外馬（車・舟）券場	対象	117	
劇場等	劇場	対象	118	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	観覧場	対象	119	
	プラネタリウム	対象	120	
	映画館	対象	121	
	演芸場	対象	122	
集会・展示施設	集会場	対象	123	【要請の内容】 施設の使用停止を要請 （＝休業要請）
	公会堂	対象	124	
	展示場	対象	125	
	貸会議室	対象	126	
	文化会館	対象	127	
	多目的ホール	対象	128	
運動・遊技施設	体育館	対象	129	【要請の内容】 施設の使用停止を要請（＝休業要請） ※1 屋外施設は使用停止の要請の対象外とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	対象	130	
	ボウリング場	対象	131	
	スケート場	対象	132	
	スポーツクラブ	対象	133	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	134	
	ゴルフ練習場（※1）	対象外	135	
	バッティング練習場（※1）	対象外	136	
	陸上競技場（※1）（※2）	対象外	137	
	野球場（※1）（※2）	対象外	138	
	テニス場（※1）（※2）	対象外	139	
	弓道場（※1）	対象外	140	
	マージャン店	対象	141	
	パチンコ屋	対象	142	
	ゲームセンター	対象	143	
	テーマパーク	対象	144	
	遊園地	対象	145	

1 休業要請を行う施設

カテゴリー	対象	休業要請	施設種別 コード	備考		
文教施設	幼稚園	対象	146	【要請の内容】 原則として施設の使用停止を要請		
	小学校	対象	147			
	中学校	対象	148			
	義務教育学校	対象	149			
	高等学校	対象	150			
	高等専修学校	対象	151			
	高等専門学校	対象	152			
	中等教育学校 特別支援学校	対象	153 154			
大学・学習塾等 (※)	大学	対象	155	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止等を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止等（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、協力依頼を行わない。 （営業する場合は適切な感染防止対策の実施を依頼） ※オンライン授業は対象外 ※家庭教師は対象外 大型連休期間（R2.4/29～5/6）における休業の協力依頼施設の追加 床面積の合計が100㎡以下の施設については、特措法施行令第11条第1項に規定する施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼		
	専門学校	対象	156			
	専修学校・各種学校	対象	157			
	日本語学校・外国語学校	対象	158			
	インターナショナルスクール	対象	159			
	自動車教習所	対象	160			
	学習塾	対象	161			
	英会話教室	対象	162			
	音楽教室	対象	163			
	囲碁・将棋教室	対象	164			
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	165			
	そろばん教室	対象	166			
	バレエ教室	対象	167			
体操教室	対象	168				
博物館等	博物館	対象	169	【床面積の合計が1000㎡超の施設】 施設の使用停止等を要請（＝休業要請） 【床面積の合計が1000㎡以下の施設】 床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止等（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼		
	美術館	対象	170			
	図書館	対象	171			
	科学館	対象	172			
	記念館	対象	173			
	水族館	対象	174			
	動物園	対象	175			
	植物園	対象	176			
ホテル又は旅館	大型連休期間（R2.4/29～5/6）以外	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	対象	177	*【行業を主目的とする宿泊事業に供する宿泊施設（ホテル、旅館等又は民泊）】 特措法施行令第11条第1項に規定する施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	
		旅館（集会の用に供する部分に限る）	対象	178		
	大型連休期間（R2.4/29～5/6）	ホテル（*）	右記のとおり			179
		カプセルホテル（*）				180
		旅館（*）				181
	民泊（*）			182		

